

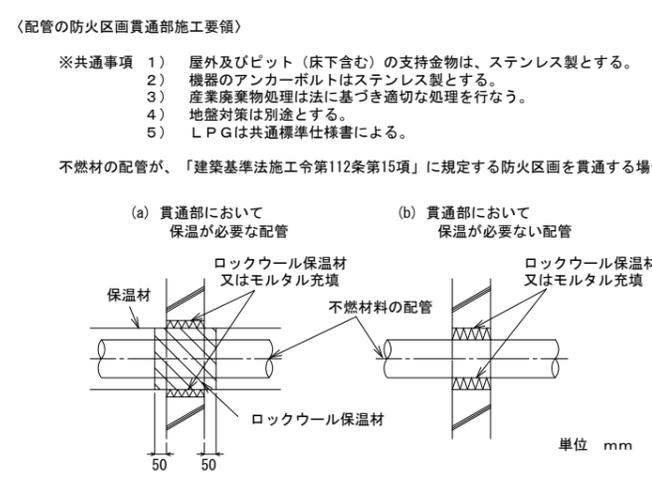
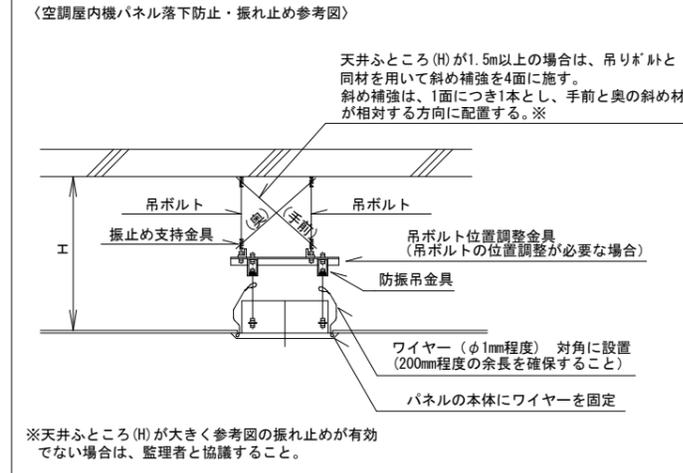
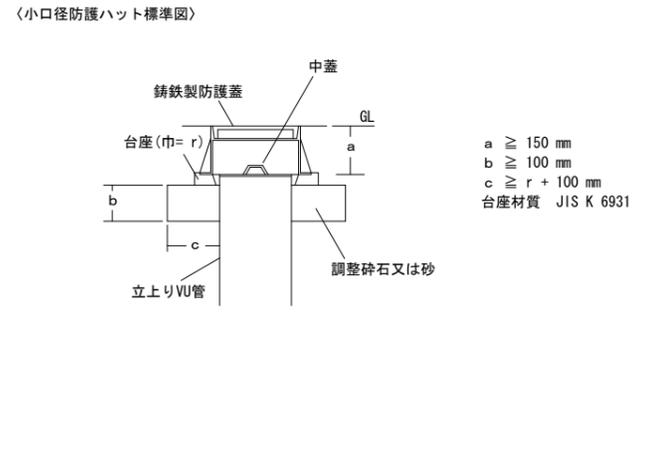
環境にやさしい電気設備工事特記仕様書 (1)					科目	項目	特記事項	科目	項目	特記事項																																																												
工事概要 1 工事名称 _____ 工事 2 工事場所 _____ 市 _____ 地先 3 建物概要 <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> 4 工事項目 (■印があるもの) <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 受変電設備</td> <td><input type="checkbox"/> 映像・音響設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 自家発電設備</td> <td><input type="checkbox"/> テレビ共同受信設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 直流電源設備</td> <td><input type="checkbox"/> インターホン設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 雷保護設備</td> <td><input type="checkbox"/> トイレ呼出設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 低圧幹線設備</td> <td><input type="checkbox"/> 監視カメラ設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 動力設備</td> <td><input type="checkbox"/> 電気時計設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電灯コンセント設備</td> <td><input type="checkbox"/> 機械警備配管設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電話設備</td> <td><input type="checkbox"/> 火災報知設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電話配管設備</td> <td><input type="checkbox"/> 自動閉鎖設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報通信網設備</td> <td><input type="checkbox"/> 非常警報設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報通信網配管設備</td> <td><input type="checkbox"/> 太陽光発電設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 拡声設備</td> <td><input type="checkbox"/> 撤去工事</td> </tr> </table>					建物名称	構造	階数	延床面積 (㎡)	備考											<input type="checkbox"/> 受変電設備	<input type="checkbox"/> 映像・音響設備	<input type="checkbox"/> 自家発電設備	<input type="checkbox"/> テレビ共同受信設備	<input type="checkbox"/> 直流電源設備	<input type="checkbox"/> インターホン設備	<input type="checkbox"/> 雷保護設備	<input type="checkbox"/> トイレ呼出設備	<input type="checkbox"/> 低圧幹線設備	<input type="checkbox"/> 監視カメラ設備	<input type="checkbox"/> 動力設備	<input type="checkbox"/> 電気時計設備	<input type="checkbox"/> 電灯コンセント設備	<input type="checkbox"/> 機械警備配管設備	<input type="checkbox"/> 電話設備	<input type="checkbox"/> 火災報知設備	<input type="checkbox"/> 電話配管設備	<input type="checkbox"/> 自動閉鎖設備	<input type="checkbox"/> 情報通信網設備	<input type="checkbox"/> 非常警報設備	<input type="checkbox"/> 情報通信網配管設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 拡声設備	<input type="checkbox"/> 撤去工事	特記仕様 (1) 項目は、全て適用する。 (2) 特記事項のうち選択する事項は、■ 印の付いたものを適用する。 共通仕様 ■ 設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監理者の指示によるほか、次の優先順位により判定する。 (1) (2) ~ (4) に対する質疑回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書 <input type="checkbox"/> 特記仕様書に記載されていない、共通仕様については監理者との協議による。 <input type="checkbox"/> 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書(最新版)による。 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 標準図は、 建築工事標準詳細図(最新版)、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)による。 <input type="checkbox"/> 現場管理技術者(職人に直接指示する者) <input type="checkbox"/> 監理者の承諾を得た者 <input type="checkbox"/> 一級電気工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 二級電気工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 工事技能士(現場にて直接工事を行う者) <input type="checkbox"/> 一種電気工事士 <input type="checkbox"/> 二種電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気工事以外の工事資格を有する者 <input type="checkbox"/> 施工業者(下請けは含まない) <input type="checkbox"/> 監理者の承諾を得た業者 <input type="checkbox"/> 本工事と同じ規模の施工経験のある業者 <input type="checkbox"/> 静岡県設備協会会員		一般事項 17 再生資源利用計画書 工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を監理者に提出するものとする。 18 特別な材料の工法 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品指定工法による。 19 特定建設資材の再資源等 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律〔平成12年法律第104号〕以下「建設リサイクル法」という)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 20 産業廃棄物管理票 (財)日本産業廃棄物処理振興センター(http://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェスト)により行うこと。これにより難しい場合は監理者と協議する。 21 機材の検査等 現場に搬入したすべての機材について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。ただし、監理者が指定するものに関しては、検査を受ける。尚、監理者の検査の結果、合格した機材と同じ種類の機材は以後原則として抽出検査とする。		共通工事 1 土 工 事 標準仕様書によるほか次による。 (1) 管路を敷設する掘削床は平坦に突き固める。 (2) 埋戻し及び盛り土 <input type="checkbox"/> 根切り土(ガラ等を除いたもの) <input type="checkbox"/> 持込み土() (3) 残土処分 <input type="checkbox"/> 構内敷均し(ガラ等を除いたもの) <input type="checkbox"/> 構外搬出 2 コンクリート工事 監理者の指示による。 3 接 地 工 事 (1) 接地工事の接地抵抗は、原則として規定値の90パーセント以下の値とする。 (2) 板状の接地極は 900mm×900mm、厚さ1.5mm以上の厚板とし、管状又は棒状の接地極は銅又は銅被覆鋼製接地棒もしくは炭素鋼棒とする。 (3) その他、図面に特記なき場合は、「内線規定」による。 (4) 接地の値が確保できない場合は、監理者と協議する事。 4 機器等の取付高さ 図面に特記なき場合は、表1「機器標準取付高さ」を標準とし、監理者との協議の上決定する。 5 分電盤、制御盤、配電盤等 メーカー標準品によるほか次による。 (1) 扉の幅が、端子盤及び機器収納箱にあっては600mm、制御盤にあっては800mmをこえる場合は扉は原則として両開きとする。 (2) 蝶番は、寸法・重量等を考慮した丈夫なものとし十分な耐久性を保つ構造とする。 (3) 屋外用の盤類は水が浸入しない構造とし、計器窓は納入リガラスとする。 (4) 盤類の塗装は原則として次による。 ア 下地処理(素地ごしらえ) (ア) 切断面や出角などは、塗装の塗り膜厚さが十分得られるように加工し溶接後のスラッグは完全に除去し、凹凸や歪みは修正して、よぐれ・油類・さびなどを除去した後、りん酸塩処理を施す。 (イ) りん酸塩処理済鋼板を用いるときは、加工後に剥離又は損傷した処理下地を補修する。 イ 下塗り 中塗りの付着性及び防錆効果の高いプライマー塗装又は電着塗装、粉体塗装等を行う。 凹凸がある場合は、パテ付け等により平らな下地を作る。 ウ 中塗り 上塗りの付着性が良く、平滑仕上げを可能にする塗料により行う。 エ 上塗り 次の区分によって、2回以上の塗布をし、平滑美しい焼き付け仕上げとする。 (ア) 屋内用の盤類は、メラミン樹脂系、アクリル樹脂系、エポキシ樹脂系等で塗膜強度の高い塗料とする。 (イ) 屋外用の盤類は、アクリル樹脂系、メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系等で、耐候耐塩性、耐薬品性が高く、塗膜強度の高い塗料とする。 なお、塗色は次による。 <input type="checkbox"/> メーカー標準色 <input type="checkbox"/> マンセル 2.5Y9/1 <input type="checkbox"/> 塗色なし <input type="checkbox"/> () オ 見えがかり以外の部分については、上記 イ のパテ付け等及びエ の工程はこれによらないことができる。 カ 下塗り、中塗りの工程において、必要に応じ、水研ぎ等を行い表面を均一にする。 キ 各工程における残留水分は完全に除去して次の工程を行う。																						
建物名称	構造	階数	延床面積 (㎡)	備考																																																																		
<input type="checkbox"/> 受変電設備	<input type="checkbox"/> 映像・音響設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 自家発電設備	<input type="checkbox"/> テレビ共同受信設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 直流電源設備	<input type="checkbox"/> インターホン設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 雷保護設備	<input type="checkbox"/> トイレ呼出設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 低圧幹線設備	<input type="checkbox"/> 監視カメラ設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 動力設備	<input type="checkbox"/> 電気時計設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 電灯コンセント設備	<input type="checkbox"/> 機械警備配管設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 電話設備	<input type="checkbox"/> 火災報知設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 電話配管設備	<input type="checkbox"/> 自動閉鎖設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 情報通信網設備	<input type="checkbox"/> 非常警報設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 情報通信網配管設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備																																																																					
<input type="checkbox"/> 拡声設備	<input type="checkbox"/> 撤去工事																																																																					
基本理念 啓発事項 1. 環境への配慮 (1) 省エネルギーの促進、公害対策、熱帯材の使用量削減、さらには化学物質の適正管理に配慮するなど、地球環境負荷の軽減に努める。 (2) 廃棄物の削減と適正処理をはじめ、リサイクルの促進、省資源等に配慮し、持続的発展可能な資源循環型社会構築に貢献する。 (3) グリーン購入法に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選定できるように努める。 2. シックハウス症候群等への対応 (1) 配管の接着剤、塗料等に含まれる揮発性有機化合物(VOC)は「シックハウス症候群」の原因となるため、「F☆☆☆☆」の製品の採用に努める。 (2) 内装工事完了後、居室内のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物について、室内濃度測定に協力すること。 (3) 各種設置盤や照明器具等の塗装仕様には粉体塗装を採用し、揮発性有機化合物を発生させないよう努める。 3. ダイオキシン対策 (1) 燃焼時に発生するダイオキシンの主な発生原因となる塩ビ製品の採用については、脱塩ビ製品を推進する。また、塩ビ製品を使用する場合には、再資源化に努める。 4. PCB対策 (1) 電気設備の油入式トランス・コンデンサ・照明器具安定器等は、油分に微量のPCBが混入している可能性があるため、改修・撤去工事に伴う処分対策機器には、PCB分析を行う。 なお、PCBが混入している機器については、特別管理産業廃棄物管理責任者の下、定められた場所へ保管する。 ただし、メーカー等で既に無混入と証明されている機器については、この限りではない。 5. アスベスト対策 (1) 解体、改修を行う工事にアスベストが使用されているか否かについて、事前に確認を行う。 (2) アスベストに掛かる工事については、労働安全衛生法・大気汚染防止法等の関係法令や作業基準に基づいた計画・実施、関係機関への提出、作業者への特別教育を行う。 なお、計画書や届出書等の関係書類は、遅延なく監理者に提出すること。 (3) 工事中にアスベストを発見した時は、直ちに作業を中止し、監理者へ報告すると共に作業者への健康に努める。 なお、工事及び処理方法については、監理者との協議により決定するものとする。					科目 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> <tr> <td>1 法令その他</td> <td>この工事は、工事に係る法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあつては、工事完成時までには検査を受け検査済証等の交付を受ける。</td> </tr> <tr> <td>2 工事用水電力等</td> <td>本工事に必要な工事用電力・水等は請負者の負担とする。</td> </tr> <tr> <td>3 工事用仮設物</td> <td>敷地内につくることが <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない</td> </tr> <tr> <td>4 施工計画書</td> <td>提出を要する施工計画書 (1) 総合施工計画書(仮設を含む) (2) 工種別施工計画書(施工要領書含む)</td> </tr> <tr> <td>5 使用機材の選定</td> <td>工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用機材(機器)報告書」を監理者に提出して承諾を受ける。 <input type="checkbox"/> 一般社団法人 静岡県設備設計協会設備推奨リストによる。 <input type="checkbox"/> 監理者の承諾を得た製品</td> </tr> <tr> <td>6 工事写真</td> <td>建設大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真の撮り方(改訂第3版)一建築設備編」によるほか、監理者の指示により撮影する。</td> </tr> <tr> <td>7 施工図等の権利</td> <td>施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。</td> </tr> <tr> <td>8 施工図</td> <td>設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監理者の承諾を受ける。</td> </tr> <tr> <td>9 完成図</td> <td>完成図：黒表紙製本A4版()部、二つ折製本()部 施工図：二つ折製本()部 電子納品(監理者の指示による)</td> </tr> <tr> <td>10 養生その他</td> <td>工事施工に際し、在来部分を汚損した場合、又は損傷した場合は、構造仕上げ共在来にならぬ補修すること。</td> </tr> <tr> <td>11 事故報告</td> <td>工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監理者に通報すると共に事故発生報告書を監理者に速やかに提出すること。</td> </tr> <tr> <td>12 検査</td> <td>工事検査の実施等については監理者の指示による。</td> </tr> <tr> <td>13 排出ガス対策等</td> <td>使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。</td> </tr> <tr> <td>14 監理事務所</td> <td>建築に準ずる</td> </tr> <tr> <td>15 発生材の処理</td> <td>(1) 引渡しを要するもの (<input type="checkbox"/>) (2) 特別管理産業廃棄物 (<input type="checkbox"/> PCB使用機器 <input type="checkbox"/>) (3) 再資源化を図るもの (<input type="checkbox"/> 蛍光灯 <input type="checkbox"/>) (4) 発生材保管、集積場所が必要なもの (<input type="checkbox"/>) 照明器具安定器に PCB が使用されている場合は、安定器を本体より分離し保管ボックス(ステンレス製)に収納して建物管理者に引き渡す。また、変圧器・コンデンサ等を廃棄しようとする場合は、PCB混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が否定できない場合は、PCB廃棄物として保管受皿に入れ指定された場所に保管する。 ※建設廃棄物の処理にあつては建設廃棄物処理計画書を提出すること。</td> </tr> <tr> <td>16 建設副産物の処理等</td> <td>建築工事における建設副産物マニュアルに従い適切に処理すること。</td> </tr> </table>		項目	特記事項	1 法令その他	この工事は、工事に係る法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあつては、工事完成時までには検査を受け検査済証等の交付を受ける。	2 工事用水電力等	本工事に必要な工事用電力・水等は請負者の負担とする。	3 工事用仮設物	敷地内につくることが <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	4 施工計画書	提出を要する施工計画書 (1) 総合施工計画書(仮設を含む) (2) 工種別施工計画書(施工要領書含む)	5 使用機材の選定	工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用機材(機器)報告書」を監理者に提出して承諾を受ける。 <input type="checkbox"/> 一般社団法人 静岡県設備設計協会設備推奨リストによる。 <input type="checkbox"/> 監理者の承諾を得た製品	6 工事写真	建設大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真の撮り方(改訂第3版)一建築設備編」によるほか、監理者の指示により撮影する。	7 施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。	8 施工図	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監理者の承諾を受ける。	9 完成図	完成図：黒表紙製本A4版()部、二つ折製本()部 施工図：二つ折製本()部 電子納品(監理者の指示による)	10 養生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合、又は損傷した場合は、構造仕上げ共在来にならぬ補修すること。	11 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監理者に通報すると共に事故発生報告書を監理者に速やかに提出すること。	12 検査	工事検査の実施等については監理者の指示による。	13 排出ガス対策等	使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。	14 監理事務所	建築に準ずる	15 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの (<input type="checkbox"/>) (2) 特別管理産業廃棄物 (<input type="checkbox"/> PCB使用機器 <input type="checkbox"/>) (3) 再資源化を図るもの (<input type="checkbox"/> 蛍光灯 <input type="checkbox"/>) (4) 発生材保管、集積場所が必要なもの (<input type="checkbox"/>) 照明器具安定器に PCB が使用されている場合は、安定器を本体より分離し保管ボックス(ステンレス製)に収納して建物管理者に引き渡す。また、変圧器・コンデンサ等を廃棄しようとする場合は、PCB混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が否定できない場合は、PCB廃棄物として保管受皿に入れ指定された場所に保管する。 ※建設廃棄物の処理にあつては建設廃棄物処理計画書を提出すること。	16 建設副産物の処理等	建築工事における建設副産物マニュアルに従い適切に処理すること。	科目 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> <tr> <td>9 非破壊検査</td> <td>改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない</td> </tr> <tr> <td>10 電線・ケーブル類</td> <td>電線・ケーブルは次による。 <input type="checkbox"/> 環境対策型 <input type="checkbox"/> 非環境対策型</td> </tr> <tr> <td>11 地中電線</td> <td>(1) ハンドホールの蓋 地中配線路の用途(電気、通信等)を表示する。 (2) 地中配線の埋設深さは、地中配線の特記なき埋設深さは0.6m以上とする。 (3) 高圧地中配線、幹線ケーブル、情報・通信ケーブル等の地中配線路については原則として埋設標示シート(<input type="checkbox"/> シングル <input type="checkbox"/> ダブル)を管頂と地表面(舗装のある場合は舗装下面)のほぼ中間に設ける。 (4) 次の箇所には原則として埋設標を設ける。 ア 建物及びハンドホールへの引込口及び引出口付近 イ 地中線路の曲折箇所 ウ 直線部分では30mごとに1個(30mに満たない場合はその中間に1個) エ 道路横断箇所</td> </tr> <tr> <td>12 架空電線</td> <td>特記なき電柱の、腕金、がいし、支線その他の装柱材は、電力会社仕様による。</td> </tr> <tr> <td>13 最上階の埋込配管</td> <td>最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。</td> </tr> <tr> <td>14 位置ボックス等</td> <td>ケーブル送り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知器の位置ボックスは不要とする。</td> </tr> <tr> <td>15 自立型アンテナマストのベースアンカー</td> <td>自立型アンテナマスト及び自立型雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。</td> </tr> <tr> <td>16 内部雷保護</td> <td>機器の制御にICを用いるものにおいては、電源及びアース線等に内部雷保護対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>17 電線保護物類</td> <td>(1) 合成樹脂製可とう電線管(PF管)は一重管とする。 ・タイプ25を使用するものとする。 電力用位置ボックス類は、合成樹脂製又は鋼製とする。鋼板製とした場合は管内に接地線を付加し当該ボックスにボンディングを施すものとする。 (2) 金属製露出管路 次の管路は、塗装を行う。 (<input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 配線室を除く屋内で見えがかり部分) <input type="checkbox"/> (3) 2重壁内は、PF管にて保護する事。</td> </tr> <tr> <td>18 配線器具</td> <td>(1) スイッチは次とする。 <input type="checkbox"/> ワイド形 <input type="checkbox"/> 大角形 スイッチは原則としてネーム付きとし、器具の場所を表示する。 (2) プレートは次とする。 <input type="checkbox"/> 新金属 <input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> 合成樹脂 (3) フロアプレートは次とする。 <input type="checkbox"/> アルミ製 <input type="checkbox"/> 黄銅製 <input type="checkbox"/> 上下動式 <input type="checkbox"/> アップ式 <input type="checkbox"/> 埋込式 (4) 発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。 (5) コンセントには回路番号を表示する。</td> </tr> <tr> <td>19 屋外の支持金物</td> <td>電線管等の屋外支持金物は、原則として次による。 <input type="checkbox"/> ステンレス製 <input type="checkbox"/> 亜鉛メッキ</td> </tr> <tr> <td>20 塩害対策</td> <td><input type="checkbox"/> 重塩害対策を考慮する地域 <input type="checkbox"/> 塩害対策を考慮する地域 <input type="checkbox"/> 一般地域</td> </tr> <tr> <td>21 防火区画貫通処理</td> <td>(1) 設計図に記入なくても、法規上必要な場所には、防火区画貫通処理を施す事。 (2) BCJ-防災の評定品または、認定を受けた工法を使用する事。</td> </tr> </table>		項目	特記事項	9 非破壊検査	改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない	10 電線・ケーブル類	電線・ケーブルは次による。 <input type="checkbox"/> 環境対策型 <input type="checkbox"/> 非環境対策型	11 地中電線	(1) ハンドホールの蓋 地中配線路の用途(電気、通信等)を表示する。 (2) 地中配線の埋設深さは、地中配線の特記なき埋設深さは0.6m以上とする。 (3) 高圧地中配線、幹線ケーブル、情報・通信ケーブル等の地中配線路については原則として埋設標示シート(<input type="checkbox"/> シングル <input type="checkbox"/> ダブル)を管頂と地表面(舗装のある場合は舗装下面)のほぼ中間に設ける。 (4) 次の箇所には原則として埋設標を設ける。 ア 建物及びハンドホールへの引込口及び引出口付近 イ 地中線路の曲折箇所 ウ 直線部分では30mごとに1個(30mに満たない場合はその中間に1個) エ 道路横断箇所	12 架空電線	特記なき電柱の、腕金、がいし、支線その他の装柱材は、電力会社仕様による。	13 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。	14 位置ボックス等	ケーブル送り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知器の位置ボックスは不要とする。	15 自立型アンテナマストのベースアンカー	自立型アンテナマスト及び自立型雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。	16 内部雷保護	機器の制御にICを用いるものにおいては、電源及びアース線等に内部雷保護対策を行う。	17 電線保護物類	(1) 合成樹脂製可とう電線管(PF管)は一重管とする。 ・タイプ25を使用するものとする。 電力用位置ボックス類は、合成樹脂製又は鋼製とする。鋼板製とした場合は管内に接地線を付加し当該ボックスにボンディングを施すものとする。 (2) 金属製露出管路 次の管路は、塗装を行う。 (<input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 配線室を除く屋内で見えがかり部分) <input type="checkbox"/> (3) 2重壁内は、PF管にて保護する事。	18 配線器具	(1) スイッチは次とする。 <input type="checkbox"/> ワイド形 <input type="checkbox"/> 大角形 スイッチは原則としてネーム付きとし、器具の場所を表示する。 (2) プレートは次とする。 <input type="checkbox"/> 新金属 <input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> 合成樹脂 (3) フロアプレートは次とする。 <input type="checkbox"/> アルミ製 <input type="checkbox"/> 黄銅製 <input type="checkbox"/> 上下動式 <input type="checkbox"/> アップ式 <input type="checkbox"/> 埋込式 (4) 発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。 (5) コンセントには回路番号を表示する。	19 屋外の支持金物	電線管等の屋外支持金物は、原則として次による。 <input type="checkbox"/> ステンレス製 <input type="checkbox"/> 亜鉛メッキ	20 塩害対策	<input type="checkbox"/> 重塩害対策を考慮する地域 <input type="checkbox"/> 塩害対策を考慮する地域 <input type="checkbox"/> 一般地域	21 防火区画貫通処理	(1) 設計図に記入なくても、法規上必要な場所には、防火区画貫通処理を施す事。 (2) BCJ-防災の評定品または、認定を受けた工法を使用する事。
項目	特記事項																																																																					
1 法令その他	この工事は、工事に係る法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあつては、工事完成時までには検査を受け検査済証等の交付を受ける。																																																																					
2 工事用水電力等	本工事に必要な工事用電力・水等は請負者の負担とする。																																																																					
3 工事用仮設物	敷地内につくることが <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない																																																																					
4 施工計画書	提出を要する施工計画書 (1) 総合施工計画書(仮設を含む) (2) 工種別施工計画書(施工要領書含む)																																																																					
5 使用機材の選定	工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用機材(機器)報告書」を監理者に提出して承諾を受ける。 <input type="checkbox"/> 一般社団法人 静岡県設備設計協会設備推奨リストによる。 <input type="checkbox"/> 監理者の承諾を得た製品																																																																					
6 工事写真	建設大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真の撮り方(改訂第3版)一建築設備編」によるほか、監理者の指示により撮影する。																																																																					
7 施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。																																																																					
8 施工図	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監理者の承諾を受ける。																																																																					
9 完成図	完成図：黒表紙製本A4版()部、二つ折製本()部 施工図：二つ折製本()部 電子納品(監理者の指示による)																																																																					
10 養生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合、又は損傷した場合は、構造仕上げ共在来にならぬ補修すること。																																																																					
11 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監理者に通報すると共に事故発生報告書を監理者に速やかに提出すること。																																																																					
12 検査	工事検査の実施等については監理者の指示による。																																																																					
13 排出ガス対策等	使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。																																																																					
14 監理事務所	建築に準ずる																																																																					
15 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの (<input type="checkbox"/>) (2) 特別管理産業廃棄物 (<input type="checkbox"/> PCB使用機器 <input type="checkbox"/>) (3) 再資源化を図るもの (<input type="checkbox"/> 蛍光灯 <input type="checkbox"/>) (4) 発生材保管、集積場所が必要なもの (<input type="checkbox"/>) 照明器具安定器に PCB が使用されている場合は、安定器を本体より分離し保管ボックス(ステンレス製)に収納して建物管理者に引き渡す。また、変圧器・コンデンサ等を廃棄しようとする場合は、PCB混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が否定できない場合は、PCB廃棄物として保管受皿に入れ指定された場所に保管する。 ※建設廃棄物の処理にあつては建設廃棄物処理計画書を提出すること。																																																																					
16 建設副産物の処理等	建築工事における建設副産物マニュアルに従い適切に処理すること。																																																																					
項目	特記事項																																																																					
9 非破壊検査	改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない																																																																					
10 電線・ケーブル類	電線・ケーブルは次による。 <input type="checkbox"/> 環境対策型 <input type="checkbox"/> 非環境対策型																																																																					
11 地中電線	(1) ハンドホールの蓋 地中配線路の用途(電気、通信等)を表示する。 (2) 地中配線の埋設深さは、地中配線の特記なき埋設深さは0.6m以上とする。 (3) 高圧地中配線、幹線ケーブル、情報・通信ケーブル等の地中配線路については原則として埋設標示シート(<input type="checkbox"/> シングル <input type="checkbox"/> ダブル)を管頂と地表面(舗装のある場合は舗装下面)のほぼ中間に設ける。 (4) 次の箇所には原則として埋設標を設ける。 ア 建物及びハンドホールへの引込口及び引出口付近 イ 地中線路の曲折箇所 ウ 直線部分では30mごとに1個(30mに満たない場合はその中間に1個) エ 道路横断箇所																																																																					
12 架空電線	特記なき電柱の、腕金、がいし、支線その他の装柱材は、電力会社仕様による。																																																																					
13 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。																																																																					
14 位置ボックス等	ケーブル送り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知器の位置ボックスは不要とする。																																																																					
15 自立型アンテナマストのベースアンカー	自立型アンテナマスト及び自立型雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。																																																																					
16 内部雷保護	機器の制御にICを用いるものにおいては、電源及びアース線等に内部雷保護対策を行う。																																																																					
17 電線保護物類	(1) 合成樹脂製可とう電線管(PF管)は一重管とする。 ・タイプ25を使用するものとする。 電力用位置ボックス類は、合成樹脂製又は鋼製とする。鋼板製とした場合は管内に接地線を付加し当該ボックスにボンディングを施すものとする。 (2) 金属製露出管路 次の管路は、塗装を行う。 (<input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 配線室を除く屋内で見えがかり部分) <input type="checkbox"/> (3) 2重壁内は、PF管にて保護する事。																																																																					
18 配線器具	(1) スイッチは次とする。 <input type="checkbox"/> ワイド形 <input type="checkbox"/> 大角形 スイッチは原則としてネーム付きとし、器具の場所を表示する。 (2) プレートは次とする。 <input type="checkbox"/> 新金属 <input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> 合成樹脂 (3) フロアプレートは次とする。 <input type="checkbox"/> アルミ製 <input type="checkbox"/> 黄銅製 <input type="checkbox"/> 上下動式 <input type="checkbox"/> アップ式 <input type="checkbox"/> 埋込式 (4) 発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。 (5) コンセントには回路番号を表示する。																																																																					
19 屋外の支持金物	電線管等の屋外支持金物は、原則として次による。 <input type="checkbox"/> ステンレス製 <input type="checkbox"/> 亜鉛メッキ																																																																					
20 塩害対策	<input type="checkbox"/> 重塩害対策を考慮する地域 <input type="checkbox"/> 塩害対策を考慮する地域 <input type="checkbox"/> 一般地域																																																																					
21 防火区画貫通処理	(1) 設計図に記入なくても、法規上必要な場所には、防火区画貫通処理を施す事。 (2) BCJ-防災の評定品または、認定を受けた工法を使用する事。																																																																					
NOTE					DRAWN		SEET TITLE		環境にやさしい電気設備工事特記仕様書 (1)		NO.																																																											
 一般社団法人 静岡県建築士事務所協会 Shizuoka Association of Architectural Firms					 一般社団法人 静岡県設備設計協会 Shizuokaken Equipment Planner Association					CHECK		DATE	SCALE																																																									

環境にやさしい機械設備工事特記仕様書 (1)					科目	項目	特記事項	共通工事																												
工事概要 1 工事名称 _____ 工事 2 工事場所 _____ 市 _____ 地先 3 建物概要 <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> 4 工事項目 (■印があるもの) <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 空調設備</td> <td><input type="checkbox"/> 屋外排水設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 換気設備</td> <td><input type="checkbox"/> 給湯設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 排煙設備</td> <td><input type="checkbox"/> 消火設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 衛生器具設備</td> <td><input type="checkbox"/> ガス設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 屋内給水設備</td> <td><input type="checkbox"/> 浄化槽設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 屋外給水設備</td> <td><input type="checkbox"/> さく井設備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 屋内排水設備</td> <td><input type="checkbox"/> 撤去工事</td> </tr> </table>					建物名称	構造	階数	延床面積 (㎡)	備考											<input type="checkbox"/> 空調設備	<input type="checkbox"/> 屋外排水設備	<input type="checkbox"/> 換気設備	<input type="checkbox"/> 給湯設備	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 消火設備	<input type="checkbox"/> 衛生器具設備	<input type="checkbox"/> ガス設備	<input type="checkbox"/> 屋内給水設備	<input type="checkbox"/> 浄化槽設備	<input type="checkbox"/> 屋外給水設備	<input type="checkbox"/> さく井設備	<input type="checkbox"/> 屋内排水設備	<input type="checkbox"/> 撤去工事	<input type="checkbox"/> 現場管理技術者(職人に直接指示する者) <input type="checkbox"/> 監理者の承諾を得た者 <input type="checkbox"/> 一級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 二級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 工事技師(現場にて直接工事を行う者) <input type="checkbox"/> 配管施工(建築配管作業) <input type="checkbox"/> 建築板金施工(ダクト板金作業) <input type="checkbox"/> 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) <input type="checkbox"/> 冷凍空調機器施工(冷凍空調機器施工作業) <input type="checkbox"/> 一種電気工事士 <input type="checkbox"/> 二種電気工事士 <input type="checkbox"/> さく井施工(バカッポン式さく井工事作業又はローリ式さく井工事作業) <input type="checkbox"/> 上記以外の本工事に関わる必要資格を有する者 <input type="checkbox"/> 施工業者(下請けは含まない) <input type="checkbox"/> 監理者の承諾を得た業者 <input type="checkbox"/> 本工事と同じ規模の施工経験のある業者 <input type="checkbox"/> 静岡県設備協会会員	22 水質検査 <input type="checkbox"/> 行わない <input type="checkbox"/> 行う 水道法施行規則第56条第2項による検査項目(臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第3項による水道法施行規則第10条による全項目及び残留塩素27項目及び残留塩素 23 名称の表示 パルプボックス及びP S内のバルブに表示プレートを取り付けること。 マンホール蓋は排水種別文字入りとし鎖付とする。	11 残土処分 <input type="checkbox"/> 構内敷きならし <input type="checkbox"/> 構外搬出適正処理 片道の運搬距離() km 処分費及び整地費 無償 <input type="checkbox"/> 構内指示の場所にたい積 なお、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。 12 配管施工時の土留め 土留め工法は、(<input type="checkbox"/> 軽量鋼矢板先行工法 <input type="checkbox"/>)とする。 13 コンクリート <input type="checkbox"/> 行わない <input type="checkbox"/> 行う() ただし現場での試験を行わない場合は工場での試験成績書を提出すること。 14 関連する工事との施工区分 図面に特記なき場合は監理者と協議する。 15 配管埋設深さ 一般敷地内では管の上端より(<input type="checkbox"/> 300mm <input type="checkbox"/> mm)以上とし、構内道路は(<input type="checkbox"/> 600mm <input type="checkbox"/> mm)以上とする。 16 凍結深度 凍結深度(mm)以上とする。 17 非破壊検査 改修工事ではつり作業を行う場合の非破壊検査による埋設物の事前調査を <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない 18 ステンレス鋼管継手 呼び径60SU以下のステンレス鋼管の継手は下記による。 メカニカル形管継手(<input type="checkbox"/> 拡管型 <input type="checkbox"/> プレス式) 19 鋼管用伸縮管継手 <input type="checkbox"/> ベローズ型 <input type="checkbox"/> スリープ型 20 絶縁継手・絶縁フランジ 異種金属間の接合箇所に取り付ける。 21 耐震施工 設備機器・配管等の支持、固定は「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン(静岡県)」及び「建築設備耐震設計・施工指針(日本建築センター)2005年版」による。設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度、機器の質量を乗じたものとする。 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。
建物名称	構造	階数	延床面積 (㎡)	備考																																
<input type="checkbox"/> 空調設備	<input type="checkbox"/> 屋外排水設備																																			
<input type="checkbox"/> 換気設備	<input type="checkbox"/> 給湯設備																																			
<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 消火設備																																			
<input type="checkbox"/> 衛生器具設備	<input type="checkbox"/> ガス設備																																			
<input type="checkbox"/> 屋内給水設備	<input type="checkbox"/> 浄化槽設備																																			
<input type="checkbox"/> 屋外給水設備	<input type="checkbox"/> さく井設備																																			
<input type="checkbox"/> 屋内排水設備	<input type="checkbox"/> 撤去工事																																			
基本理念 啓発事項 1. 環境への配慮 (1) 省エネルギーの促進、公害対策、熱帯材の使用量削減、さらには化学物質の適正管理に配慮するなど、地球環境負荷の軽減に努める。 (2) 廃棄物の削減と適正処理をはじめ、リサイクルの促進、省資源等に配慮し、持続的発展可能な資源循環型社会構築に貢献する。 (3) グリーン購入法に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選定できるように努める。 2. シックハウス症候群等への対応 (1) 配管の接着剤、塗料等に含まれる揮発性有機化合物(VOC)は「シックハウス症候群」の原因となるため、「F☆☆☆☆」の製品の採用に努める。 (2) 内装工事完了後、居室内のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物について、室内濃度測定に協力すること。 (3) 各種設置盤や照明器具等の塗装仕様には粉末塗装を採用し、揮発性有機化合物を発生させてないよう努める。 3. ダイオキシンの対策 (1) 燃焼時に発生するダイオキシンの主な発生原因となる塩ビ製品の採用については、脱塩ビ製品を推進する。また、塩ビ製品を使用する場合には、再資源化に努める。 4. PCB対策 (1) 電気設備の油入式トランス・コンデンサ・照明器具安定器等は、油分に微量のPCBが混入している可能性があるため、改修・撤去工事に伴う処分対策機器には、PCB分析を行う。 なお、PCBが混入している機器については、特別管理産業廃棄物管理責任者の下、定められた場所へ保管する。 ただし、メーカー等で既に無混入と証明されている機器については、この限りではない。 5. アスベスト対策 (1) 解体、改修を行う工事にアスベストが使用されているか否かについて、事前に確認を行う。 (2) アスベストに掛かる工事については、労働安全衛生法・大気汚染防止法等の関係法令や作業基準に基づいた計画・実施、関係機関への提出、作業者への特別教育を行う。 なお、計画書や届出書等の関係書類は、遅延なく監理者に提出すること。 (3) 工事中にアスベストを発見した時は、直ちに作業を中止し、監理者へ報告すると共に作業者への健康に努める。 なお、工事及び処理方法については、監理者との協議により決定するものとする。					科目 項目 特記事項 一般事項 1 法令その他 この工事は、工事に係る法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあつては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。 2 工用水電力等 本工事に必要な工用水力・水等は受注者の負担とする。 3 工用仮設物 敷地内につくることが <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない 4 施工計画書 提出を要する施工計画書 (1) 総合施工計画書(仮設を含む) (2) 工種別施工計画書(施工要領書含む) 5 使用機材の選定 工事に使用する機材は、その工事の着手前に「使用材料(機器)報告書」を監理者に提出して承諾を受ける。 <input type="checkbox"/> 一般社団法人静岡県設備設計協会のメーカー設備推奨リストによる。 <input type="checkbox"/> 監理者の承諾を得た製品 6 工事写真 建設大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真の撮り方(改訂第3版)ー建築設備編ー」によるほか、監理者の指示により撮影する。 7 施工図等の権利 施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。 8 施工図 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監理者の承諾を受ける。 9 完成図 完成図：黒表紙製本A4版()部、二つ折製本()部、原因()部、施工図：二つ折製本()部 電子納品(監理者の指示による) 電子納品(監理者の指示による) 10 養生その他 工事施工に際し、在来部分を汚損した場合、又は損傷した場合は、構造仕上げ共在来にならない補修すること。 11 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監理者に通報すると共に事故発生報告書を監理者に速やかに提出すること。 12 検査 工事検査の実施等については監理者の指示による。 13 排出ガス対策等 使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。 14 監理事務所 建築に準ずる 15 発生材の処理 (1) 引渡しを要するもの (<input type="checkbox"/>) (<input type="checkbox"/>) (2) 特別管理産業廃棄物 (<input type="checkbox"/>) (<input type="checkbox"/>) (3) 再資源化を図るもの (<input type="checkbox"/> 塩ビ管 <input type="checkbox"/> 塩ビライニング鋼管) 撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。引渡しを要する配管、ダクト等の保温は分離する。 16 建設副産物の処理等 建築工事における建設副産物マニュアルに従い適切に処理すること。 17 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出 工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一、GREDAS7-7共)を、監理者に提出するものとする。 18 特別な材料の工法 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品指定工法による。 19 特定建設資材の再資源等 本工事は、建設工事に係わる資材の再資源化に関する法律〔平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 20 産業廃棄物管理票 (財)日本産業廃棄物処理振興センター(http://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェスト)により行うこと。これにより難い場合は監理者と協議する。 21 機材の検査等 現場に搬入したすべての機材について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。 ただし、監理者が指定するものに関しては、検査を受ける。 尚、監理者の検査の結果、合格した機材と同じ種類の機材は以後原則として抽出検査とする。	共通工事 1 設計条件 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">屋外</th> <th colspan="2">屋内(調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> <tr> <th>夏期</th> <td>℃</td> <td>%</td> <td>26℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <th>冬期</th> <td>℃</td> <td>%</td> <td>22℃</td> <td>%</td> </tr> </table> 2 ばい煙濃度計 <input type="checkbox"/> 設ける <input type="checkbox"/> 設けない 3 ばいじん測定口 <input type="checkbox"/> 設けない <input type="checkbox"/> 設ける(口径80mm以上でフランジ付とし、導煙の直線部分に設ける。) 4 チャンパー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空調機の吸込側及び吐出側に接続するチャンパーの板厚は、1.2mm以上とする。なお、製作及び取付は共通仕様書のアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。図示されたチャンパーには、450×600の点検口を設ける。 (3) 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。 5 吹出口・吸込口 <input type="checkbox"/> アルミニウム製 <input type="checkbox"/> 鋼製 <input type="checkbox"/> メーカー品 6 ダンパー (1) 防煙ダンパー 操作方式 瞬時通電式又は電動式(DC24V 0.7A以下) 復帰方式 <input type="checkbox"/> 遠隔 <input type="checkbox"/> 手動 定格入力は DC24V 0.7A以下とする。 (2) ビストンダンパー 復帰方式 <input type="checkbox"/> 遠隔 <input type="checkbox"/> 手動 7 矩形ダクト 低圧ダクト <input type="checkbox"/> コーナーポルト工法 <input type="checkbox"/> アングルフランジ工法 コーナーポルト工法は長辺の長さ1,500mm以下のダクトに適用する。 8 冷媒ガス <input type="checkbox"/> R410A <input type="checkbox"/> R32 <input type="checkbox"/> R407C(既存) <input type="checkbox"/> R22(既存) 9 配管材料 冷媒管 <input type="checkbox"/> 断熱材被覆鋼管(ガス管 <input type="checkbox"/> 保温厚20mm) 冷温水管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管(白) 冷却水管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管(白) <input type="checkbox"/> 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(VA) <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管(白) <input type="checkbox"/> 硬質塩化ビニル管(VP) <input type="checkbox"/> リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡3層管(RF-VP) 排水管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管(黒) <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管(黒) <input type="checkbox"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管 油管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管(黒) 蒸気管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管(黒) <input type="checkbox"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管 プライン管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管(黒) 10 ダクト保温 図面に特記のない場合の保温箇所は下記によるほか標準仕様書第2編による。 <input type="checkbox"/> 保温要(<input type="checkbox"/> 換気用ダクト <input type="checkbox"/>) 11 パネル落下防止措置・振れ止め 天井カセット型空調室内機にはパネル落下防止措置を行う。 天井ふところが1.5m以上の場合には振れ止めを行う。 空調室内機パネル落下防止・振れ止めは本特記仕様書参考図による。 12 分煙の配慮 たばこを吸わない人への受動喫煙を防ぐため、施工上に於いて配慮し工事を行う。 13 総合調整 各機器の試運転調整後に行う総合調整は下記によるものとする。 <input type="checkbox"/> 行わない <input type="checkbox"/> 本工事でいい、下記項目の測定表を提出する。 総合調整の項目 <input type="checkbox"/> 風量調整 <input type="checkbox"/> 水量調整 <input type="checkbox"/> 室内外空気の温湿度の測定 <input type="checkbox"/> 室内気流及びじんあいの測定 <input type="checkbox"/> 騒音の測定 測定箇所等は監理者の指示による。		屋外		屋内(調整目標値)		温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏期	℃	%	26℃	%	冬期	℃	%	22℃	%											
	屋外		屋内(調整目標値)																																	
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																																
夏期	℃	%	26℃	%																																
冬期	℃	%	22℃	%																																
NOTE	 一般社団法人 静岡県建築士事務所協会 Shizuoka Association of Architectural Firms			 一般社団法人 静岡県設備設計協会 Shizuokaken Equipment Planner Association			DRAWN CHECK	SEET TITLE 環境にやさしい機械設備工事特記仕様書 (1) DATE SCALE	NO.																											

環境にやさしい機械設備工事特記仕様書 (2)

科目	項目	特記事項
排煙設備	1 ダクト	<input type="checkbox"/> 亜鉛鉄板 <input type="checkbox"/> 普通鋼板 (板厚 <input type="checkbox"/> 1.6 mm <input type="checkbox"/> mm)
	2 排煙口の形式	<input type="checkbox"/> 天井取付 (<input type="checkbox"/> スリット形 <input type="checkbox"/> スイング形) <input type="checkbox"/> 壁取付 (<input type="checkbox"/> スリット形 <input type="checkbox"/>)
	3 排煙口開放装置	<input type="checkbox"/> 電気式 (遠隔復帰 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要) <input type="checkbox"/> ワイヤー式
	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書 (財)日本建築設備 最新版) □ 昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準ずる。
衛生器具設備	1 大便器洗浄弁	節水機構 <input checked="" type="checkbox"/> 有
	2 ロータンク	<input type="checkbox"/> 防露型 <input type="checkbox"/> 普通型
	3 掃除流し	排水口形式 <input type="checkbox"/> 目皿 <input type="checkbox"/> 鎖付き共栓
	4 水栓	コマ形式 <input type="checkbox"/> 節水コマ (あるもの) <input type="checkbox"/> 吊りコマ <input type="checkbox"/> 普通コマ
屋内給水設備	1 配管材料	屋内一般 <input type="checkbox"/> 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VB) <input type="checkbox"/> さや管ヘッダーシステム <input type="checkbox"/> 架橋ポリエチレン管 <input type="checkbox"/> ポリブデン管 土中埋設 <input type="checkbox"/> 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VD) <input type="checkbox"/> 水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管 (PB) <input type="checkbox"/> 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)
	2 配管接合	ねじ接合 <input type="checkbox"/> 100A 以下 フランジ接合 <input type="checkbox"/> 125A 以上 <input type="checkbox"/> A 以上 (FVB、FVDとする)
	3 継手	配管に適合した防食継手を使用すること。
	1 引込み納付金	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (<input type="checkbox"/> 別途工事 <input type="checkbox"/> 本工事)
	2 量水器	<input type="checkbox"/> 貸与品 <input type="checkbox"/> 本工事 (水道事業者の認定品)
	3 量水器柵	<input type="checkbox"/> 水道事業者の規格 <input type="checkbox"/> その他図示による。
	4 配管材料	土中埋設 <input type="checkbox"/> 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VD) <input type="checkbox"/> 水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管 (PD) <input type="checkbox"/> 水道配水用ポリエチレン管 <input type="checkbox"/> 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP) <input type="checkbox"/> 水道用硬質塩化ビニル管 (VP) 架空 <input type="checkbox"/> 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VB) <input type="checkbox"/> 水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管 (PB)
5 配管接合	ねじ接合 <input type="checkbox"/> 100A 以下 フランジ接合 <input type="checkbox"/> 125A 以上 <input type="checkbox"/> A 以上 (FVB、FVDとする)	
6 継手	配管に適合した防食継手を使用すること。	
7 緊急遮断弁装置	駆動方式 <input type="checkbox"/> 電気式 <input type="checkbox"/> 機械式	
屋内排水設備	1 配管材料	雑排水 <input type="checkbox"/> 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 <input type="checkbox"/> リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) <input type="checkbox"/> 硬質塩化ビニル管 (VP) <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管 (白) 汚水 <input type="checkbox"/> 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 <input type="checkbox"/> リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) <input type="checkbox"/> 硬質塩化ビニル管 (VP) <input type="checkbox"/> メカニカル形排水用鑄鉄管 通気 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管 (白) <input type="checkbox"/> リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) <input type="checkbox"/> 硬質塩化ビニル管 (VP)
	2 試験	満水試験 <input type="checkbox"/> 行わない <input type="checkbox"/> 行う 煙試験 <input type="checkbox"/> 行わない <input type="checkbox"/> 行う
	3 その他	流しの床上部分の配管を硬質塩化ビニル管 (VP) とする場合は は監理者と協議する。(フレキブルジョイントによる接続は不可)
屋外排水設備	1 放流納付金	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (<input type="checkbox"/> 別途工事 <input type="checkbox"/> 本工事)
	2 配管材料	<input type="checkbox"/> 硬質塩化ビニル管 (VP) (<input type="checkbox"/> 125A 以下) <input type="checkbox"/> 硬質塩化ビニル管 (VU) (<input type="checkbox"/> 150A 以上) <input type="checkbox"/> 下水道用リブ付硬質塩化ビニル管 (PRP) (150A 以上)
	3 施工方法	150A 以上の配管は専用工具を使用し施工を行う。
	4 接着剤の使用	施工後の識別が出来る色つき接着剤を使用する。
	5 樹蓋	小口径樹防護ハットは本特記仕様書標準図による。

給湯設備	1 配管材料	<input type="checkbox"/> 保温付被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 一般配管用ステンレス鋼管 <input type="checkbox"/> 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 <input type="checkbox"/> さや管ヘッダーシステム <input type="checkbox"/> 架橋ポリエチレン管 <input type="checkbox"/> ポリブデン管 <input type="checkbox"/> 耐熱性硬質塩化ビニル管 (HtVP)
	1 配管材料	屋内一般 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管 (白) <input type="checkbox"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370 白管 sch40) 土中埋設 <input type="checkbox"/> 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (VS) <input type="checkbox"/> 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (STPG370VS 白管 sch40)
	2 スプリンクラーヘッド	<input type="checkbox"/> マルチ
ガス設備	1 ガスの種類	■ 各ガス供給事業者の仕様を優先する。 <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> 液化石油ガス
	2 配管材料	屋内一般 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管 (白) <input type="checkbox"/> ステンレスフレキ工法 土中埋設 <input type="checkbox"/> ポリエチレン被覆鋼管 (PLP-PLS) <input type="checkbox"/> ガス用ポリエチレン管 (PE)
	3 ガスメーター	<input type="checkbox"/> 貸与品 <input type="checkbox"/> 本工事
	4 ガス漏れ警報機	<input type="checkbox"/> 外部出力端子 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
	5 緊急遮断弁	<input type="checkbox"/> 設ける <input type="checkbox"/> 設けない
	6 試験	保持時間は24分以上とし、記録計による測定表を提出する。
	7 その他	ガスボンベ転倒防止の基礎及び鎖は本工事とする。
浄化槽設備	1 処理方式	合併処理 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第35条の認定品による <input type="checkbox"/> 建設省告示第1292号による。第() () 方式)
	2 処理能力	処理対象人員 人 処理水量 m3/日
	3 本体構造	<input type="checkbox"/> FRP製 <input type="checkbox"/> コンクリート製
	4 放流水質	BOD ppm 以下
	5 配管材料	<input type="checkbox"/> 一般配管用ステンレス鋼管 <input type="checkbox"/> 耐熱性硬質塩化ビニル管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管 (白)
	6 土留め工法	<input type="checkbox"/> 建築工事に準ずる。
	7 報告	3ヶ月間(月2回)点検を行い、完了後に報告書(点検記録、水質検査の結果)を提出すること。 なお水質検査は、生物化学的酸素要求量 (BOD)、水素イオン濃度 (pH) 浮遊物質 (SS)、大腸菌数 (最確数法) について実施する。
撤去工事	1 冷媒 (フロン系) の回収及び破壊	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (1) 冷媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン回収破壊法)」に従って行うこと。 また、法に規定するもの他、次の書類を監理者に提出すること。 (ア) 第一種フロン回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類の最終処理に関する証明書 (2) 行程管理票の様式は、監理者の指示による。 (3) 家庭用エアコン等で「特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル (フロン類の回収を含む。) を行ない、監理者に次の書類を提出する。 (ア) 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券) の写し
	2 その他	1) ステンレス材を酸洗した場合は、その廃液は産業廃棄物として適切に処理を行なうこと。
	1 種別	<input type="checkbox"/> 浅井戸 <input type="checkbox"/> 深井戸
	2 掘削方式	<input type="checkbox"/> ロータリー式 <input type="checkbox"/> パーカッション式 <input type="checkbox"/> ダウンザホールハンマ式
	3 ケーシング	<input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管 (黒)
	4 ストレーナー	<input type="checkbox"/> ステンレス製巻線型
5 電気検査	<input type="checkbox"/> 連続測定 <input type="checkbox"/> スポット測定	
6 水質検査	<input type="checkbox"/> 行う (原水全項目) <input type="checkbox"/> 行わない	



注

(イ) 不燃材料以外の配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする。
(ロ) 貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止措置を施す。
(ハ) 不燃材料以外のスリーブ材 (紙製仮枠等) を使用した場合は、配管前に必ず取り除く。
(ニ) 法に適合するメーカー品の場合は届けを要する。
(ホ) 冷媒用防火区画貫通部耐火措置部材は、下記の製品又は、同等以上のものを使用する。
・ 壁用 PS060WL-0025, 0027 ・ 床用 PS060FL-0024, 0026

〈工事区分表〉

番号	工事内容	建築	電気	機械	別途
1	コンクリート工事 (各設備機器類)	○			
2	ライニング工事 (洗面器及び小便器等の背面)	○			
3	洗面カウンター及び流し台類 (水栓含む)	○			
4	消火器据付ボックス	○			
5	消火器及び設置届出		○		
6	両極、ルーフレッド及び取り付け工事	○			
7	フェンス工事 (機械設備、受変電設備機器類)	○			
8	換気に必要なドアガラリ及び外壁ガラリ	○			
9	スリーブ工事 (躯体貫通、将来用共)		○	○	
10	スリーブ工事 (躯体貫通の補強工事)	○	○	○	
11	開口工事 (天井、壁等)	○	○	○	
12	開口補強工事 (天井、壁等)	○	○	○	
13	機器類の警報盤及び取り付け工事		○		
14	同上配線、配管工事		○		
15	スイッチ (換気扇)		○	○	
16	強弱付き換気扇のスイッチ (電気工事に支給)		○	○	
17	洗濯機パン			○	
18	換気機器 (空調換気扇の配線を除く) の2次側電気配線、配管		○	○	
19	空調換気扇のリモコンスイッチ及び配線、配管		○	○	
20	空調機器の2次側配線、配管			○	
21	外壁に付く屋外フード (給気・排気)			○	
22	カガミ (取り付け共)	○			
23	棚 (取り付け共)	○			
24	手すり (取り付け共)	○			
25	タンク等の電極への配線・配管、各電子及び電磁機器への配線・配管		○		
26	ポンプ等盤への1次及び2次側配線・配管			○	

NOTE

一般社団法人 静岡県建築士事務所協会
Shizuoka Association of Architectural Firms

一般社団法人 静岡県設備設計協会
Shizuokaken Equipment Planner Association

DRAWN: 環境にやさしい機械設備工事特記仕様書 (2)

CHECK: DATE: SCALE:

NO.